

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 管理職に占める女性労働者の割合

23.9%

(2) 男性の勤続年数に対する女性の勤務年数の割合

89.0%

(3) 男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性賃金の割合)
全労働者	75.2%
正職員	90.0%
正職員以外 (嘱託・臨時・パート職員)	86.5%

対象期間：令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与、通勤手当等を含み、退職手当は除く。

正職員：出向者については、外部への出向者を含み、外部からの出向者を除く。

2. 職業生活と家庭生活との両立

対象期間：令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）

(1) 有給休暇取得率

63.90%

(2) 男性職員の育児休業取得率

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

0.00%